

令和6年度 災害文化創造・実装コーディネート業務

受託者募集要項

令和6年5月

仙台市まちづくり政策局 防災環境都市推進室

1. 委託業務名称

令和6年度 災害文化創造・実装コーディネート業務

2. 目的

現在、整備に向けた検討を進めている中心部震災メモリアル拠点（以下「中心部拠点」という）は、多様な主体との連携により災害を乗り越えるための知恵や術の創造を生む活動や交流の場であり、災害文化※が定着した新たな生活スタイルを呼びかける「災害文化の創造拠点」を目指している。

本事業は、中心部拠点が担う災害文化の「創造」「実装（定着）」事業を、将来的な事業展開のパイロット事業として、施設整備に先行して実施するものである。

災害文化が定着した社会の実現には、防災・減災活動も重要であるが、衣食住のような基本的要素や、趣味やレジャーを含む生活の中に、「災害は発生する」との意識と「災害を乗り越えるスキル」が組み込まれていることが肝要である。本事業では、日常生活における様々な事象をテーマとして、「災害文化の創造・実装」を進めることを目的とする。

※災害文化

- ・仙台市では、「災害は発生するものであるという認識に基づく考え方や行動のあり方、伝承の取組み、防災・減災の具体策など、災害を乗り越えるための知恵や術を持った社会文化」を災害文化と定義している。
- ・自然災害は、いつ、どこで、どのように発生するか正確に予測することができないことから、不測の事態に対応できるスキルを生活の中に文化として定着させることが重要との考えのもと、「災害文化」の創造と実装（定着）を進めることとしている。

3. 履行期間（契約期間）

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4. 業務内容

※詳細については、別紙「仕様書」のとおりとする。

5. 事業者選定・契約方法

公募型プロポーザル方式（提案審査型随意契約）

6. 契約金額の上限

15,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

7. 応募資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 仙台市契約規則第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されていること。または以下ア、イの各要件を満たすこと。
 - ア. 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
 - イ. 「仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）」別表に掲げる要件に該当する者でないこと
- (2) 仙台市「有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）」第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (4) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと）。

8. 質問受付及び回答

(1) 質問受付

ア. 受付期間

令和6年5月20日（月）15時まで

イ. 受付方法

様式「(様式1) 質問票」に質問事項を記入のうえ、「mac001604@city.sendai.jp」宛てに電子メールで提出すること。また、質問票を提出した際には、電話により担当課へ受信確認をすること。

(2) 回答

質問受付後、市ホームページに回答を随時掲載し、令和6年5月22日（水）17時までに全質問の回答を掲示する。個別での回答は行わない。

9. 企画提案書、見積書の提出

(1) 提出期限

令和6年6月3日（月）17時（必着）

(2) 提出方法

郵送または持参

※郵送は、書留郵便等の配達記録が確実に残る方法とすること。

※持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までとし、事前連絡の上、持参すること。

(3) 提出先

仙台市まちづくり政策局 防災環境都市推進室

担当 震災メモリアル事業グループ 穴戸・深澤

住所 〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7-1

(4) 提出書類

ア. 企画提案書（任意様式）（正本1部、副本6部）

※A4版で様式自由とする。

※正本1部にのみ事業者名を記載し、副本6部には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。

※仕様書等の内容を踏まえ、以下について具体的に提案すること。

- ・本業務の実施体制、実施責任者及び業務全体のスケジュール等を記載すること。
（本業務を遂行する人員体制、主任担当予定者（氏名、担当業務履歴）を記載すること）
- ・類似事例の件数及び実績について記載すること。
（類似事例は、事業名称、概要及び実績等を一覧形式で記載すること）

イ. 見積書（任意様式）（正本1部、副本6部）

※A4版で様式自由とする。

※業務内容項目ごとに経費の内訳を記載すること

※正本1部にのみ事業者名を記載し、副本6部には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。

ウ. 事業者概要が分かる資料（会社案内等） 1部

（以下、仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていない事業者のみ提出すること。）

エ. 履歴事項全部証明書の原本 1部

オ. 市税の滞納がないことの証明書又は主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）を滞納していないことの証明書（※写し可） 1部

カ. 消費税及び地方消費税に関する証明書（納税証明書又は未納のない証明書）（※写し可） 1部

(5) 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続きを行う。

- ・応募資格要件を満たさない場合または契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合
- ・企画提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った場合
- ・上記6に示す契約金額の上限額を超える場合
- ・その他企画提案に関する条件に違反した場合

(6) 提案にあたっての留意点

- ・提案に関して必要となる費用は、すべて提案者の負担とする。
- ・提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- ・提出された書類等は、提案者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- ・提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- ・提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- ・提出期限を過ぎた後は、差替え及び再提出は不可とする。
- ・提出書類等は返却せず、本市の責任において処分する。なお提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例に基づく開示請求の対象文書となる。

10. 企画提案書の審査、受託候補者の特定

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションを基に、審査委員会において審査を行い、受託候補者を特定する。なお、応募団体が5団体以上の場合は、申請書類の内容に基づき、提案内容の本市仕様への準拠状況や提案内容の実現性・実効性等の観点から、一次書類審査を行う場合がある。

(1) プレゼンテーション・質疑応答

以下のとおり、本件審査にあたりプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

なお日時等の詳細は以下を予定しているが、詳細については企画提案書を提出した事業者に対して別途通知する。

ア. 日程 令和6年6月7日(金)

イ. 内容

- ・1社につき20分間(説明10分、質疑10分)とする。
- ・プレゼンテーションは、事前に提出する企画提案書を用いて行うことを原則とするが、各種発信事業に係るイメージ等を用い説明することも可能とする。

(2) 審査方法、受託候補者の特定方法

審査委員会では、企画提案書及びプレゼンテーション・質疑応答の内容を基に、別紙2「評価基準」に基づき、5名の委員がそれぞれ100点満点で評価する。

審査委員5名の合計得点が最も高い提案をした事業者を本業務の委託候補者として特定する。同一点数により1者を特定できない場合には、審査委員会に置いて協議の上、委託候補者を特定する。なお、審査委員5名の合計得点が満点の6割(300点)未満の場合は、委託候補者として特定しない。

11. 結果通知

- ・令和6年6月中旬(予定)に提案書を提出した全提案者あてに電子メールにて通知する。
- ・受託候補者として特定されなかった者に対しては、特定しなかった旨及びその理由を書面により通知する。上記の通知を受けた者は、通知した日から7日以内に非特定理由についての説明を求められることができる。
- ・非特定理由についての説明は、上記の求めの日の翌日から起算して10日以内(休日を除く)に書面で回答する。

12. 契約方法

- ・受託候補者と協議の上、仙台市契約規則に定める随意契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点の者と協議を行う。
- ・本業務の実施にあたっては、提出された企画提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務内容の詳細について提案者と別途協議の上、提案の内容を一部変更して契約することがある。
- ・本業務の契約は、本市の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間もしくは業務委託料の変更が必要となった場合に限り、変更することができるものとする。

13. その他

- ・本業務の受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ最大限有効に行う上で必要と思われる場合には、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- ・本業務に実施にあたっては、各種労働関係法令、著作権法、その他各種法令を遵守すること。

14. スケジュール（予定）

令和6年 5月9日（木）	公募開始
5月20日（月）	質問書の受付締切
6月3日（月）	企画提案書、見積書等の提出期限
6月7日（金）	プレゼンテーション・審査委員会
6月中旬	審査結果通知（予定）
	契約締結

16. 担当課

仙台市 まちづくり政策局 防災環境都市推進室 震災メモリアル事業グループ
住所：〒980-8671 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1（仙台市役所本庁舎2階）
TEL：022-214-1117 FAX：022-214-8497
E-mail：mac001604@city.sendai.jp